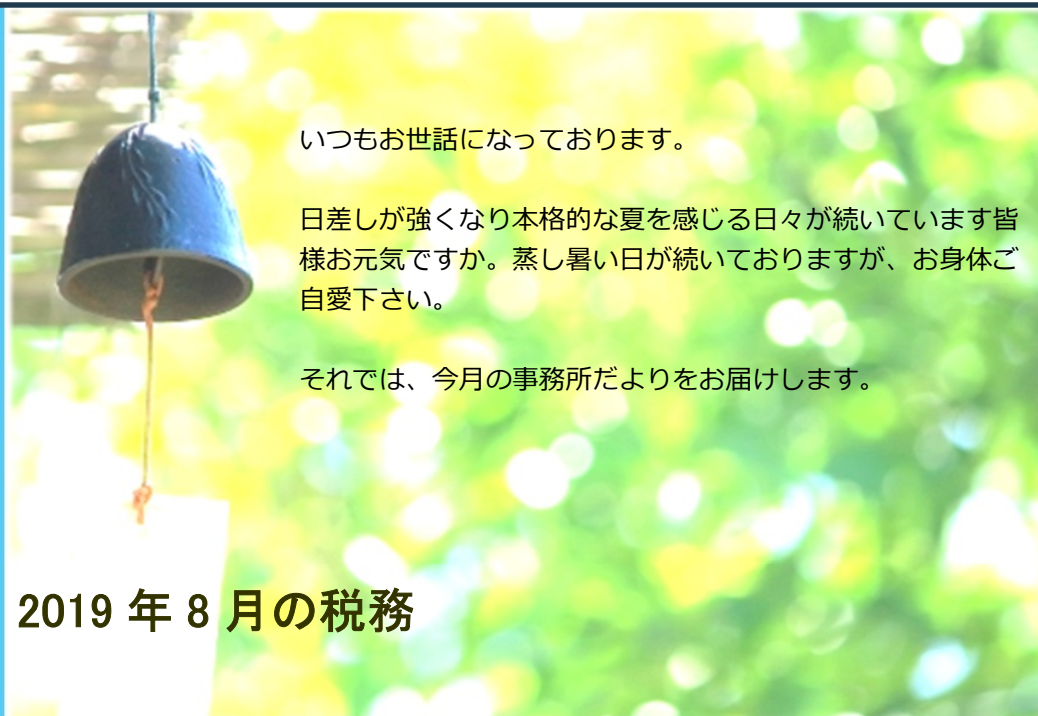


— 目次 —

- 2019年8月の税務
- 労働基準監督署の調査で慌てないために用意しておくものとは
- 夏季休業のお知らせ
- 進む！電子申告



いつもお世話になっております。

日差しが強くなり本格的な夏を感じる日々が続いています皆様お元気ですか。蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

2019年8月の税務

8/13

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9/2

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

- 個人事業税の納付(第1期分)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

税理士

漆畑 邦裕

〒420-0868
静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL : 054(252)9303
FAX : 054(270)6692



＜税務/会計ピックアップ＞

労働基準監督署の調査で慌てないために用意しておくものとは

◆今後の法令改正の予定の背景

一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革」が進んでいます。今後の改正は長時間労働の削減のための上限規制、非正規雇用の待遇改善の同一労働・同一賃金へと進んでいきます。

◆労基署の調査の種類

改革に合わせた労基署の監督内容をまとめてみました。

臨検監督：監督官の主要な業務で事業所に立ち入り、関係労働者の労働条件や安全衛生等について調査するもの。原則予告なし。

- ・法違反が認められた場合は是正勧告
- ・要改善事項が認められた時は改善指導
- ・危険性が高い機械設備はその場で使用停止命令等が行われます。

臨検監督には計画的に任意に選定して行われる定期監督、労働者の申告による申告監督、労災発生時に行う災害時監督、悪質・是正が不適切な時の再監督があります。

◆日頃から備えておきたい各書類

調査の順番が回ってきたときもあわてないように、日頃からしっかりとした管理体制が求められます。

会社の組織図、労働者名簿、賃金台帳、就業規則（諸規程含む）、従業員別の時間外労働・休日出勤の実績資料、勤怠ログ等勤務実績がわかる資料、36協定書、変形労働時間制等の定めをしている場合の労使協定、変形労働時間制のシフト表、年次有給休暇管理簿、労働条件通知書の控え等について

- (1)作成・届け出義務
- (2)未記載項目がないか
- (3)労働時間管理は適正か
- (4)割増賃金が正しく支払われているかをチェックされます。

また、健康診断の実施結果と50人以上事業所の場合は健康診断結果報告書、ストレスチェック実施報告書、安全委員会・衛生委員会の議事録等について安全衛生体制が適正になされているかをチェックされます。



◆指導の多いもの

指導が多いものとして、すべての労働者について客観的な方法での時間把握、みなし労働時間制の不適切運用、36協定を作成せず又は届け出ていない、36協定の労働者代表の不適切選出、名ばかり管理監督者、労働条件通知書を交付していない、未払い残業代等があります。日頃から必要書類を準備しておきましょう。

夏季休業のお知らせ

恐れ入りますが**8月13日(火)～15日(木)**は

夏季休業とさせていただきます。

8月16日(金)より通常営業いたします。

よろしく申し上げます。



進む！電子申告

◆平成 30 年分所得税等申告の件数

国税庁は 2019 年 5 月 30 日に、所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況についてのまとめを発表しています。

それによると、平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の申告をした人は 2,222 万人（対前年比+1.1%）、その中で e-Tax で申告書を提出した人（税理士による代理送信を含む）は 542.5 万人（+17.0%）となったそうです。特筆すべきは国税庁が提供している「確定申告書等作成コーナー」を利用し e-Tax により申告書を提出した人数が前年の 61.5 万人から 124 万人と約 2 倍に増加したことです。

これは平成 30 年分の申告から「ID・パスワード方式」が始まり、マイナンバーカードとカードリーダーがなくても e-Tax の送信が可能になった部分が大きいのでしょう。また、スマートフォン専用画面の提供も始めており、36.6 万人がスマホやタブレットで申告書を作成・提出したとのこと。



◆大法人は今後電子申告が必須に

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、①内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人、②相互会社、投資法人及び特定目的会社に該当する法人は、法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税の申告については電子申告が義務となります。なお利用開始時には届出書を出す必要がありますので注意しましょう。

◆電子申告のメリット

個人の申告では、夜間等でも申告データを送信できるので時間を問わない、紙を郵送する必要がないのでコストが安い、不備がなければ紙での申告より還付が少し早くなる、添付資料が省略できる場合がある等、電子申告にするメリットは十分にあります。

また、法人の電子申告に際しても、各提出情報を効率的に保存できるように、イメージデータ（PDF）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化、法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式を CSV でも受け付ける等、デジタル機器が普及した社会への適用が進んでいます。今後ますます、電子申告や周辺資料の送信環境は整備されるはずです。

併せて会社の紙資料等の電子化も、検討してみたいかがでしょうか。

